

堺市ファミリー・サポート・センター 相互援助活動にかかる自家用自動車使用規程

制定：令和4年5月20日

最近改定：令和6年2月1日

第1条（目的）

この規程は、堺市ファミリー・サポート・センター事業（以下、「本事業」という）の相互援助活動に自家用自動車を使用する場合の取り扱いについて定める。

第2条（所管）

この規程に定める事務は、堺市ファミリー・サポート・センター事務局（以下、「事務局」という）の所管とする。

第3条（自家用自動車使用申請）

援助活動に自家用自動車を使用する提供会員は、事前に自家用自動車使用申請書（以下、「使用申請書」という。）に必要事項を記入し、事務局に提出すること。

2 援助活動に使用する自家用自動車の基準は、次の各号の通りとする。

- (1) 提供会員自身又は提供会員家族の所有車（リース使用含む）であること
- (2) 整備されたものであること
- (3) 自動車損害賠償責任保険に加入していること

3 援助活動中に自家用自動車を運転する者の範囲は、提供会員とし、使用申請書にて届け出なければならぬ。

第4条（順守事項）

提供会員は、自家用自動車を援助活動に使用するにあたっては、危険運転など、道路交通法で禁止されている運転行為をしてはならない。

第5条（チャイルドシート等）

6歳未満の子どもを乗車させる場合は、その年齢に応じてチャイルドシートまたはジュニアシート（以下、「チャイルドシート等」という。）を使用すること。なお、使用するチャイルドシート等は依頼会員が用意し、会員双方でシートの種類や使用期間及び自家用車への設置や着用方法を確認すること。

第6条（事故報告）

援助活動中の事故発生時は、負傷者の救護等を行い、安全を確保した上で、直ちに警察に届けること。その後、事務局へ報告すること。

2 使用申請した自家用自動車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。

第7条（移動サービス専用自動車保険）

援助活動中の賠償事故については、事務局が加入している移動サービス専用自動車保険（対人賠償

責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害特約・対物超過修理費用補償特約)で対応することができる。ただし、補償されない内容他、提供会員の希望により、会員自身で自家用自動車に付保した自動車保険で処理することもできる。

2 移動サービス専用自動車保険の期間は、事務局と保険会社との契約期間とする。

第8条（届出の義務）

次の各号に該当したときは、すみやかに事務局に届け出なければならない。

- (1)自家用自動車使用（登録）申請書の記載事項に変更があったとき
- (2)援助活動中に、交通事故および違反を起こしたとき
- (3)自家用自動車使用をやめるとき

第9条（違反した場合の取り消し）

この規程に違反した場合は、本事業の相互援助活動と認められない場合がある。

第10条（改正）

本規程中、実情にそぐわない部分が生じたときには改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月20日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年2月1日より施行する。